

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

修学資金貸与申請書

決定番号	第	号
	年	月 日

群馬県知事 あて

養成施設名  
 学 年 第 学年  
ふりがな  
 氏 名 印  
 年 月 日生

次のとおり群馬県介護福祉士修学資金の貸与を受けたいので申請します。

貸与申請額	総額	円（月額	円）
貸与期間	年	月	日から 年 月 日
本籍			
住所	(電話 )		
養成	入学年月日		
施設	卒業予定年月日		

添付書類（継続して貸与を受けようとする場合は、養成施設等における学業成績表のみを添付すること。）

- 1 戸籍抄本
- 2 身上調書
- 3 養成施設等の長の推薦書
- 4 養成施設等における学業成績表
- 5 貸与申請者及び家族等の属する世帯の全員の住民票の写し
- 6 貸与申請者及び家族等の収入を証明する所得証明書

在学証明書

申請者氏名

上記の者は、本養成施設第 学年に在学していることを証明する。  
 年 月 日

養成施設の名称  
 養成施設の長 印

(裏面)

○ 本人の状況		
本人の略歴	年 月 小学校卒業	年 月
	年 月 中学校卒業	年 月
	年 月 高等学校卒業	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
○ 連帯保証人		
ふりがな 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生
本人との続柄		
本 籍		
住 所		
電 話 番 号		
職 業		
勤務先	所在地	
	名 称	
参 考 事 項		

別記様式第2号（規格A4）（第3条関係）

身 上 調 書

ふり 氏	がな 名					
本	籍					
住	所					
住居の状況						
家族等の住所		（電話）				
家族等の状況	家族等の 氏名	年齢	本人と の続柄	職 業	勤務先名称	年間所得額 税込み
そ の 他 参 考 事 項						

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

養成施設等の長の推薦書

年 月 日

群馬県知事

あて

養成施設等の所在地

電話 ( )

養成施設等の名称

養成施設等の長

印

下記の者は、群馬県介護福祉士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認めるので推薦します。

記

課 程 名	
学 年	
氏 名	
推 薦 理 由  (人物・成績・家計 の状況等)	

別記様式第4号（規格A4）（第4条関係）

保証人変更願

年 月 日

群馬県知事 へ

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

（修学生）

住 所

氏 名

印

（新連帯保証人）

住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

次のとおり連帯保証人を変更したいので承認してください。

新 連 帯 保 証 人	生 年 月 日	年 月 日 生	
	本人との続柄		
	本 籍		
	職 業		
	勤 務 先	所 在 地	
名 称			
旧連帯保証人	氏 名		
変 更 の 理 由			

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

修学資金貸与決定通知書

（高）

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった群馬県介護福祉士修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を次のとおり決定しました。

決定番号	第 号
学 年	第 学年
貸与金額	月額 円
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第6号（規格A4）（第5条関係）

修学資金貸与不承認通知書

（高）

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった群馬県介護福祉士修学資金の貸与については、審査の結果不承認となりました。

別記様式第7号（規格A4）（第6条関係）

修学資金貸与契約書

群馬県知事（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、群馬県介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年群馬県条例第18号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定により群馬県介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- ・ 貸与総額 円
- ・ 貸与月額 円
- ・ 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
- ・ 貸与日 各四半期の当初の月の 日（第1四半期においては、県が連絡した日）

2 乙は、群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年群馬県規則第40号。以下「規則」という。）第7条第2項本文に規定する貸与方法以外の貸与方法による貸与を受けようとするときは、別紙によりその旨を甲に申し出てその承認を受けなければならない。

第2条 乙は、規則第13条第2項の規定により修学資金返還計画書を提出したときは、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸与を受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

第4条 乙は、連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき又は連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出た上で、甲の承認を受けて新たな連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人を変更しようとするときも同様とする。

第5条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則に定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第6条 この契約、条例及び規則に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県知事 印

乙 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印



別紙

第1条第2項による承認申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

決定番号	第 号
------	-----

住 所  
氏 名 印

修学資金貸与契約第1条第2項の規定により、次のとおり承認してください。

区 分	年 月 から 年 月 まで 月分
理 由	

上記のとおり承認する。

年 月 日

群馬県知事 印

別記様式第8号（規格A4）（第8条関係）

修学資金受領書

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

住 所

氏 名 印

次のとおり群馬県介護福祉士修学資金を受領しました。

金 額	円
区 分	年 月 から 年 月 までの 月分

別記様式第9号（規格A4）（第8条関係）

修学資金借用証書

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

修学生 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

次のとおり群馬県介護福祉士修学資金を借用しました。

金額	円
区分	年 月から 年 月までの 月分

修学資金貸与辞退届

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

修学生	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

次のとおり群馬県介護福祉士修学資金の貸与を辞退します。

貸与決定金額	円
使用済金額	円
貸与期間	年 月 から 年 月 まで
辞退の時期	年 月 から
辞退の金額	円
辞退の理由	
備考	

別記様式第11号（規格A4）（第10条関係）

修学資金貸与契約解除通知書

（高）

年 月 日

様

群馬県知事

印

次のとおり群馬県介護福祉士修学資金貸与契約を解除しました。

修 学 生	決 定 番 号	第 号
	住 所	
	氏 名	
解 除 決 定 年 月 日		年 月 日
解 除 の 理 由		条 例 第 6 条 第 号
備 考		

別記様式第12号（規格A4）（第11条関係）

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

（修学生）住所

氏名 印

（連帯保証人）住所

氏名 印

（連帯保証人）住所

氏名 印

次のとおり群馬県介護福祉士修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

免除申請金額	円
借用金額	円
貸与期間	年 月から 年 月まで
免除申請の理由	

添付書類 雇用主の証明書、医師の診断書その他事実を証明する書類で県が指示するもの

別記様式第13号（規格A4）（第11条関係）

修学資金返還債務免除決定通知書

（高）

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付で申請のあった群馬県介護福祉士修学資金の返還債務を次のとおり免除します。

免 除 額	円
免 除 の 理 由	
備 考	

別記様式第14号（規格A4）（第13条関係）

修学資金返還計画書

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

(修学生) 住所  
氏名 印

(連帯保証人) 住所  
氏名 印

(連帯保証人) 住所  
氏名 印

次のとおり返還します。

返還金額 (返還未済額)	円
借入金額	円
貸与期間	平成 年 月から平成 年 月まで
免除を受けた額	円
返還済額	円
返還の理由	
返還発生の 年 月 日	年 月 日
返還方法	月賦均等返還 円ずつ ・ 一括



別記様式第15号（規格A4）（第13条関係）

修学資金返還計画変更願

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

(修学生) 住所  
氏名 印

(連帯保証人) 住所  
氏名 印

(連帯保証人) 住所  
氏名 印

次のとおり修学資金返還計画を変更したいので承認してください。

返 還 金 額 (返還未済額)	円	
借 用 金 額	円	
免 除 を 受 け た 額	円	
返 還 済 額	円	
変 更 前	返 還 方 法	月賦均等返還 円ずつ ・ 一括
	返 還 年 月 日	年 月 から 年 月 まで
変 更 後	返 還 方 法	月賦均等返還 円ずつ ・ 一括
	返 還 年 月 日	年 月 から 年 月 まで
修学資金返還計画 書提出年月日		

別記様式第16号（規格A4）（第13条の2関係）

修学資金返還債務猶予申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

（修学生）住所

氏名 印

（連帯保証人）住所

氏名 印

（連帯保証人）住所

氏名 印

次のとおり群馬県介護福祉士修学資金の返還債務の猶予を受けたいので申請します。

猶予金額	円
返還すべき金額	円
猶予の期間	年 月から 年 月まで
猶予申請の理由	

添付書類 雇用主の証明書、医師の診断書その他事実を証明する書類で県が指示するもの

別記様式第17号（規格A4）（第13条の2関係）

修学資金返還債務猶予決定通知書

（高）

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった群馬県介護福祉士修学資金の返還債務を次のとおり猶予します。

返 還 猶 予 額	円
猶 予 の 理 由	
猶 予 期 間	
備 考	

別記様式第18号（規格A4）（第14条関係）  
 修学生  
 氏名等変更届  
 保証人

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

住所

氏名

印

次のとおり<sup>修学生</sup>の氏名等を変更したので届け出ます。  
 保証人

変更前	氏名	
	住所	
	本籍	
	電話番号	
変更後	氏名	
	住所	
	本籍	
	電話番号	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

別記様式第19号（規格A4）（第14条関係）

修 学 生 退 学 等 届

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

（修学生）住所

氏名

印

次のとおり退学等をしたので届け出ます。

休学又は停学期間	年 月 から 年 月 まで
退 学 年 月 日 復 学	年 月 日
理 由	
借 用 金 額	円
貸 与 済 期 間	年 月 から 年 月 まで

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養 成 施 設 名

養 成 施 設 の 長

印

別記様式第20号（規格A4）（第14条関係）

修 学 生 就 業 届

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

（修学生）住所

氏名

印

次のとおり就業したので届け出ます。

就 業 先	施設の種別	
	施設の名称	
	所在地	
	職 種	
	業 務 内 容	
就 業 年 月 日	年 月 日	
備 考		

別記様式第21号（規格A4）（第14条関係）

修 学 生 就 業 先 変 更 届

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

（修学生）住所

氏名

印

次のとおり就業先を変更したので届け出ます。

変更前の 就業先	施設の種類	
	所在地	
	退職年月日	年 月 日
就業先変更理由		
変更後の 就業先	施設の種類	
	施設の種類	
	所在地	
	職 種	
	業 務 内 容	
	就業年月日	年 月 日
備 考		

別記様式第22号（規格A4）（第14条関係）

修 学 生 死 亡 届

群馬県知事 あて

決定番号	第1回目	第2回目	第3回目
	第 号	第 号	第 号

（連帯保証人）住 所

氏 名 印

修学生であった次の者が死亡したので届け出ます。

氏 名		
養成施設の名称		
死亡年月日		年 月 日
死亡原因		
就業先	名 称	
	所 在 地	
備 考		

添付書類 死亡診断書又は戸籍抄本





## 群馬県介護福祉士修学資金貸与事務取扱要綱

### 第1 目 的

この要綱は、群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年群馬県規則第40号。以下「県規則」という。）第16条の規定に基づき、群馬県介護福祉士修学資金貸与事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 介護等の業務

県規則第2条第21号の知事が別に定めるものは、次に掲げる施設又は事業とする。

- 1 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく重症心身障害児（者）通園事業を行う施設
- 2 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付け社更第185号）の別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく在宅重度障害者通所援護事業を行う施設
- 3 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく知的障害者通所援護事業を行う施設
- 4 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記5に基づく移動支援事業、別記7（4）に基づく身体障害者自立支援事業、別記7（9）に基づく日中一時支援事業、別記7（10）に基づく生活サポート事業を行う施設又は別記7（3）に基づく訪問入浴サービス事業
- 5 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
- 6 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業
- 8 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法

人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに準ずる事業

- 9 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業であって、障害福祉サービスに準ずる事業
- 10 県又は市町村が定める条例、実施要綱等に基づいて実施される介護等の業務を行う事業
- 11 前各号に掲げるもののほか、介護等の便宜を供与する施設又は事業と知事が認めたもの

### 第3 保証人

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年群馬県条例第18号。以下「県条例」という。）第5条及び県規則第4条に規定する保証人については、次のように取り扱うものとする。

- 1 保証人は、独立した生計を営む者でなければならず（県規則第4条第1項）、修学資金貸与申請者が未成年者の場合は、2人の保証人のうちの一方は法定代理人でなければならない（県条例第5条第2項）。

従って、未成年者の法定代理人で、生計を同じくする両親が同時にこの修学資金の保証人となることは認められないものであること。

- 2 保証人は、修学資金の返還債務に関する連帯保証人となる（県条例第5条第3項）ことから、相応の資力がある者であること。
- 3 保証人が無職の場合には、相応の資力を有することを証明する書類（市町村が発行する所得証明等）を修学資金貸与申請書（県規則別記様式第1号）に添付すること。

### 第4 返還の債務の免除

県規則第11条第1項の規定により、返還債務の免除の申請をしようとする場合には、「免除を受けようとする事実を証する書類」として、在職期間証明書（別記様式第1号）を返還債務免除申請書（県規則別記様式第12号）に添付するものとする。

## 第5 中高年離職者に係る返還の債務の免除

県条例第7条第1項第1号に規定する中高年離職者として返還債務の免除を受けようとする場合は、第4に定める在職期間証明書のほか、次の書類を返還債務免除申請書に添付するものとする。

- 1 養成施設等へ入学する前に勤務していた職場の離職証明書（別記様式第2号）又はこれに準ずるもの
- 2 卒業した養成施設等の在学証明書（別記様式第3号）

## 第6 出産又は育児に伴う休職又は退職

出産又は育児に伴い、現に従事している介護等の業務を休職し、又は退職する場合は、次により取り扱うものとする。

### 1 産前産後休暇又は育児休業を取得する場合

- (1) 産前産後休暇（注1）又は育児休業（注2）を取得する場合は、県条例第11条第1項第2号に規定する「やむを得ない理由」に該当するものとし、当該産前産後休暇又は育児休業の期間は、修学生からの申請に基づいて、返還の債務の履行を猶予することができること。
- (2) この場合においては、県規則第11条第1項に規定する修学資金返還債務猶予申請書（県規則別記様式第16号）に、出産・育児に伴う休職・退職届（別記様式第4号）並びに届出に係る子の氏名、生年月日及び届出者との続柄を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本のいずれか又はその写し）を添付すること。
- (3) 当該産前産後休暇又は育児休業の期間は、県規則第15条第1項に規定する休職の期間として、介護等の業務の従事期間の計算から控除すること。

注1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後休暇

注2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業

### 2 就業先を退職する場合

#### (1) 再び介護等の業務に従事することを予定する場合

ア 産前産後休暇又は育児休業に相当する期間（下記イ）が終了した後に、介護等の業務に従事することを予定する場合は、前記1と同様に取り扱うこと。

イ 産前産後休暇又は育児休業に相当する期間は、産前8週間及び産後1年間とする。

ウ この場合において、産前産後休暇又は育児休業に相当する期間を超えて介護等

の業務に従事しない場合は、県条例第8条又は第11条に規定する返還債務の免除又は猶予に該当する場合を除き、修学資金の返還の手続きを取るものとし、当該期間終了後15日以内に、県規則第13条第2項に規定する修学資金返還計画書（県規則別記様式第14号）を提出すること。

(2) 再び介護等の業務に従事することを予定しない場合

ア 産前産後休暇又は育児休業に相当する期間が終了した後に、介護等の業務へ従事することを予定しない場合は、県条例第8条又は第11条に規定する返還債務の免除又は猶予に該当する場合を除き、退職した時点で修学資金の返還の手続きを取ること。

イ この場合においては、県規則第13条第2項に規定する修学資金返還計画書（県規則別記様式第14号）を退職後15日以内に提出すること。

附 則

この要綱は、平成13年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の第2に規定する介護等の業務に従事している者については、改正後の第2に規定する介護等の業務に従事している者とみなす。

年 月 日

群馬県知事 あて

(修学生)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、次のとおり当方に在職していたことを証明します。

施設種類又は事業名(※1)	
職 種(※2)	
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

(就業先)

住 所

名 称

代表者氏名

印

※1……施設種類又は事業名については、「特別養護老人ホーム」、「介護老人保健施設」等と記入すること。

※2……職種については、「介護職員」「訪問介護員」等と記入すること。

離 職 証 明 書

年 月 日

群馬県知事 あて

(修学生)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、次のとおり離職したことを証明します。

離 職 年 月 日	年 月 日
職 種	
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

(就業先)

住 所

名 称

代表者氏名

印

※ 就業先で、離職証明書に相当する書面がある場合には、その様式を使用しても差し支えありません。

在 学 証 明 書

群馬県知事 あて

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、本養成施設に次のとおり在学していたことを証明します。

入学年月日	年 月 日
卒業年月日	年 月 日

年 月 日

養成施設の名称

養成施設の長

印



出 産 ・ 育 児 に 伴 う 休 職 ・ 退 職 届

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 第	号 号
------	--------	--------

出身養成施設名

住 所

氏 名

印

電 話

次のとおり、出産又は育児のため、（休職・退職）したので、届けます。

休 職 } 退 職 } 年 月 日	年 月 日
休職の予定期間 (※退職の場合は記入不要)	年 月 から 年 月 まで
介護等の業務へ再度 従事する予定について (※必ず記入すること。)	年 月 から、介護等の業務に従事します。
借 用 金 額	円
貸 与 済 期 間	年 月 から 年 月 まで
添 付 書 類	届出に係る子の氏名、生年月日及び届出者との続柄を証明する書類 例・・・出産証明書、戸籍抄本のいずれか 又はその写し

# IV. 提出書類等

## 1 各種申請・届出モデル表

### ◎平成28年3月卒業生の場合

年	月	年数	申請書・届出書の提出
H27	8		○貸与申請書
	9		○修学資金受領書(4月～9月分) ※修学資金受領後、速やかに提出 ○修学資金貸与辞退 ※修学資金を辞退しようとする場合に、提出
	10		○修学資金受領書(10月～12月分) ※修学資金受領後、速やかに提出
H28	1		○修学資金受領書(1月～3月分) ※修学資金受領後、速やかに提出
	3		○修学資金借用証書 ※修学資金貸与契約による貸与期間経過後、速やかに提出
H28	4		○修学生就業届 ※就職後、直ちに提出 ○修学資金返還猶予申請書(在職証明書等添付) ※修学生就業届とあわせて提出
H29	3	1	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           ※卒業後、返還の事由が生じた場合             ①貸与を受けた期間以上に介護等の業務に従事していない場合            ○修学資金返還計画書(返還事由発生後、15日以内に提出)             ②貸与を受けた期間以上に介護等の業務に従事した場合            ○修学資金返還計画書(返還事由発生後、15日以内に提出)            ○返還債務免除申請書(在職証明書等添付)         </div>
H30	3	2	
H31	3	3	
H32	3	4	
H33	3	5	
H33	4		

(注1) 上記はモデルケースですから、これを参考として適切な時期にそれぞれの申請書または届出書の提出を行ってください。

(注2) このほかに、就業状況等の定期的な調査がありますので、ご協力ください。

## 2 主な提出書類等一覧表

提出する時期	提出書類等 (施行規則)	様式	添付書類	手続の流れ
修学資金貸与 申請のとき	修学資金貸与申 請書  (第3条)	第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍抄本</li> <li>・ 身上調書 (第2号)</li> <li>・ 養成施設等 の長の推薦 書(第3号)</li> <li>・ 学業成績表</li> <li>・ 申請者及び 申請者と生 計を一にす る配偶者そ の他の親族 の属する世 帯全員の住 民票の写し</li> <li>・ 申請者及び 申請者と生 計を一にす る配偶者そ の他の親族 の収入を証 明する所得 証明書</li> </ul>	希望者→養成施設→知事(介 護高齢課)
保証人の変更 のとき	保証人変更願  (第4条第2項)	第4号		<p>【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)</p> <p>【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)</p>
修学資金貸与 を受けたとき	修学資金受領書  (第8条第1項)	第8号		修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)
貸与期間経過 または貸与契 約解除のとき	修学資金借用証 書  (第8条第2項)	第9号		<p>【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)</p> <p>【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)</p>
修学資金の貸 与を辞退する とき	修学資金貸与辞 退届  (第9条)	第10号		修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)

提出する時期	提出書類等 (施行規則)	様式	添付書類	手続の流れ
債務の免除の とき	修学資金返還債 務免除申請書(当 然免除及び裁量 免除)  (第11条第1項)	第12号	在職期間証明 書	【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)  【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)
修学資金の返 還のとき	修学資金返還計 画書  (第13条第2項)	第14号		【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)  【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)
	修学資金返還計 画変更願  (第13条第3項)	第15号		【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)  【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)
債務の猶予の とき	修学資金返還債 務猶予申請書  (第13条の2第1 項)	第16号	該当する事実 を証する書類 (雇用主の証 明書、診断書 等)	【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)  【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)
修学生または 保証人の氏名、 本籍または住 所を変更した とき	修学生・保証人 氏名等変更届  (第14条第1項第1 号)	第18号		【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)  【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)
退学、休学も しくは停学ま たは復学した とき	修学生退学等届  (第14条第1項第2 号)	第19号		修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)
就業したとき	修学生就業届  (第14条第1項第3 号)	第20号	雇用主の証明 書	【在学中】 修学生→養成施設→知事(介 護高齢課)  【卒業後】 修学生→知事(介護高齢課)

提出する時期	提出書類等 (施行規則)	様式	添付書類	手続の流れ
就業先を変更したとき	修学生就業先変更届  (第14条第1項第4号)	第21号	雇用主の証明書	修学生→知事(介護高齢課)
修学生が死亡したとき	修学生死亡届  (第14条第2項)	第22号	死亡診断書または戸籍抄本	【在学中】 保証人→養成施設→知事(介護高齢課)  【卒業後】 保証人→知事(介護高齢課)

※知事(介護高齢課)から修学生等への通知

時期	内容 (施行規則)	様式	流れ
修学資金貸与決定のとき	修学資金貸与決定通知書  (第5条)	第5号	知事(介護高齢課)→養成施設→修学生
	修学資金貸与不承認通知書  (第5条)	第6号	
修学資金貸与契約のとき	修学資金貸与契約書  (第6条)	第7号	修学生→養成施設→知事(介護高齢課)→養成施設→修学生
契約解除のとき	修学資金貸与契約解除通知書  (第10条)	第11号	知事(介護高齢課)→養成施設→修学生
債務の免除のとき	修学資金返還債務免除決定通知書  (第11条第2項)	第13号	【在学中】 知事(介護高齢課)→養成施設→修学生  【卒業後】 知事(介護高齢課)→修学生
債務の猶予のとき	修学資金返還債務猶予決定通知書  (第13条の2第2項)	第17号	【在学中】 知事(介護高齢課)→養成施設→修学生  【卒業後】 知事(介護高齢課)→修学生



修学資金に関する問い合わせ先（平成27年度）

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県健康福祉部医療介護局介護高齢課  
介護人材確保対策室 人材確保係 修学資金担当

電話 027-226-2564 (直通)

FAX 027-221-8925